

移動等円滑化取組計画書

2024 年 6 月 26 日

住 所 静岡県三島市大場 300 番地

事業者名 伊豆箱根バス株式会社
代表者名 代表取締役 鬼頭 研二

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1)現状の課題
弊社保有の乗合バス車両は、2024 年 3 月 31 日現在 125 台保有の内 70 台がノンステップバス車両になります。今後は、ノンステップバス導入率（56％）をあげていくことが課題となっている。
(2)中期的な対応方針
計画的な車両代替えの実施と、乗務員への指導教育を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバス新車・中古車含め、12 台を目標に導入する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・設備を用いた情報提供	バス接近情報アプリやデジタルサイネージ等を使用し、運行情報を提供できるように設備の点検を実施する。

・求めに応じて提供する役務の提供	聴覚障害者には、筆談具を用いて応じられるよう教育を実施する。
------------------	--------------------------------

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降時の介助	車椅子等をご利用のお客様が乗降する際は、適宜サポートを行う。新規採用者には、実車体験訓練を実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 定期的な従業員への教育	乗務員を対象に車椅子及び障害があるお客様への対応や接遇に関する研修を行う。
・ 利用案内の充実	ポスター、ホームページ等で利用案内を提出して、情報提供に努める。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	乗務員を対象に高齢者や障害のあるお客様への対応接遇に関する研修を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用者への周知	パスモ障害者用 IC カード導入予定のため、ポスター・ホームページ等による広報を実施する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ 障害者手帳の呈示に伴う負担の解消

支払の都度カバンや財布から手帳を取り出し呈示することが、身体的にも精神的にも負担になっているため、スマートフォン向け障害者手帳アプリを活用いただき、バスでの運賃支払い時に、手帳の代わりにスマートホンの当該箇所の呈示により障害者割引に対応することで、利用者の負担軽減を図っている。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

弊社、伊豆箱根バスホームページにて掲載。

Ⅵ その他計画に関連する事項

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。